

行政相談週間 10月14日～21日

明るい社会をつくるために

「自分の年金は、どうなっているのだろうか」

「近くの道路がこわれたまま

になっているのに——」

あなたは、毎日の暮らしの中

で、こんな疑問や要望意見、苦

情を抱かれたことはありません

か。

このような住民のみなさんの

声を一つ一つ聞き、問題を解決

したり、行政運営の改善に反映

させるのが「行政相談」です。

「行政」をひとことで説明しま

すと「国や地方公共団体による住民へのサービス」といってよいでしょう。

行政は、住民のみなさんの生

活といろいろな分野で密接にか

かわっており、それだけに複雑

多様化してきています。

同時に、みなさんの行政に求

める期待も多方面にわたり、苦

情等の件数は年々増加してきて

いるのが実情です。

このような相談にこたえ、同

時に行政運営に反映させる「行

政相談」は、明日の明るい社会をつくりだす「第一歩」といえるでしょう。

今年も十月十四日から「行政相談週間」が始まります。

当町でも次のとおり行政相談を開設し、皆さんの疑問にこたえることとなりました。

期日 十月十七日(水)

場所 役場相談室

相談員 伊藤 堯仁



身体障害者(児)巡回相談開催

身体障害者(児)の自立、更生

に必要な判定、相談、指導を総

合的に巡回相談が次のとお

り開催されます。気軽に相談に

おいでください。

期日 十一月八日(木)

時間 午前十時～午後三時

場所 役場和室(二階)

相談者 千葉県障害者相談センター

相談内容

(イ)身体障害者手帳申請相談

(ロ)更生医療、補装具要否判定及

び判定書の作成

(ハ)心理、職能相談

(ニ)障害(福祉)年金相談

(ホ)戦傷病者援護相談

(ヘ)身体障害児医療、補装具、施

設入所等申請相談

(ト)結婚相談

(チ)その他必要な援護相談

休日在宅当番医 始まる

十月一日から、匠瑤郡市医師

会の御協力により、内科、小児

科及び外科の休日在宅当番医制

が実施されました。

緊急を要する患者さんが出た

場合には、当日の病院、診療所

について、消防署におたずねく

ださい。

受付時間 午前九時～午後五時

消防署

電 〇四七九七(二)〇七四〇

なお、従来の休日外科当番医

制度は、休日在宅当番医制の中

で行われます。

あなたのやさしさを

隣人に



今年も十月一日から十二月三十一日まで、赤い羽根の「共同募金運動」が始まりました。

赤い羽根「共同募金運動」

この運動は、お互いの助け合い精神によって、わたしたちの手で、めぐまれない人たちの生活の向上をはかるなどの福祉活動に必要な資金を集めるものです。

この運動のシンボルである赤い羽根は、困ったときはお互いに助け合いながら、住みよい地域社会をつくろうというボランティアの心を表したのですが、

古くは、あのロビンフッドも、「正義と勇気」のしるしとして

帽子につけていたといわれます。今年も、あなたの胸に「正義と勇気」の赤い羽根を——。

